

独立行政法人造幣局の職員の職務と責任が本省課長補佐級以上の職員に相当するものについて

独立行政法人造幣局理事長が、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第2条第2項第5号の規定により、独立行政法人造幣局の職員の職務と責任が本省課長補佐級以上の職員に相当するものとして定めるものは、独立行政法人造幣局職員給与規程（昭和45年造幣局訓令第11号）の適用を受ける職員のうち、次に掲げるものとする。

- 一 一般職6級以上の職員
- 二 研究職5級以上の職員
- 三 工芸職3級以上の職員
- 四 技術・調査専門職の職員
- 五 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員